電力供給仕様書

1　件　名　　電力供給契約（上下水道施設）

2　概　要

(1)需給場所　　別紙１「需要場所一覧」のとおり

(2)業種及び用途　　官公署（事務所等）

(3)契約期間及び供給期間

①　契約期間

契約締結の日から 2028 年（令和 10 年）３月 31 日まで

②　供給期間

2027 年（令和　９年）　４月１日　０時 00 分から

2028 年（令和 10 年）３月 31 日 24 時 00 分まで

3　仕　様

(1)供給電気方式、供給電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

①　供給電気方式　　交流３相３線式

②　供給電圧（標準電圧）　6,000Ｖ

③　計量電圧（標準電圧）　6,000Ｖ

④　標準周波数　　50Ｈｚ

⑤　受電方式　　１回線受電

(2)予定契約電力及び年間予定使用電力量

①　予定契約電力　　別紙１「需要場所一覧」のとおり

ア　各施設の各月の契約電力は、その月の最大需要電力と前１１か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。

イ　契約電力が 500ｋW以上の施設は、別紙１「需要場所一覧」の予定契約電力によるものとする。

②　年間予定使用電力量　　5,137,828ｋＷｈ

（月別は、別紙２「使用電力量及び最大需要電力の実績値」と同じ。）

(3)電力量等の検針

検針に必要な機器は電力供給者側で準備すること。（機器交換工事作業を含む。）

(4)需給地点

旧一般電気事業者の電線路又は引込線と釧路市上下水道部の需要場所の電気設備との接続点とする。

(5)電気工作物の財産分界点

需給地点と同じ。

(6)保安上の責任分界点

需給地点と同じ。

(7)電力の計量

① 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定に必要な使用電力量、最大需要電力（需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計測される値をいう。）及び力率の計量は、需要場所に設置された計量器により行うものとする。

② 計量日は毎月１日とし、計量結果（使用電力量、最大需要電力、力率、契約電力等）を速やかに需要場所の請求書送付先へ通知すること。

③ 計量器の不具合等が生じたときは、その期間の使用電力等について、その都度協議の上、決定するものとする。

(8)電気料金の算定等

① 電気料金の算定は、１か月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）の使用電力量により算定する。

② 電気料金は、次に掲げる料金を合算した金額とする。（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額。）

ア 基本料金

契約電力、基本料金単価及び力率から計算した金額とし、以下の算式による。

基本料金＝基本料金単価×契約電力×（1.85－力率／100）

ただし、使用電力量が０キロワット時の月は以下の算式とする。

基本料金＝基本料金単価×契約電力×１／２

イ 電力量料金

使用電力量に電力量料金単価を乗じて計算した金額とし、以下の算式による。

電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価

ウ 電力量料金についての燃料費調整額、並びに「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に基づく賦課金については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める約款等による。

エ アからウまでにより算定された当該月分の電気料金を適法な請求書により速やかに釧路市上下水道部に請求し、釧路市上下水道部は計量日の翌日から起算して30日以内（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日。）にこれを支払うものとする。

４ 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(1)契約電力及び最大需要電力の単位は、１キロワット（１ｋＷ）とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

(2)使用電力量の単位は、１キロワット時（１ｋＷｈ）とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

(3)力率の単位は、１パーセント（１％）とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

(4)料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(5)消費税及び地方消費税額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

５ その他

(1)入札金額算定時の力率は、100％とすること。ただし、予定使用電力量が０キロワット時である月は力率を85％とする。

(2)契約期間中における予定使用電力量を契約年間使用量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に

達しない場合でも、料金の追加請求を行わない。

(3)権利義務の譲渡等

この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ釧路市上下水道部の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4)契約電力及び契約単価の変更等

① 契約電力を変更する必要があると認められるときは、釧路市上下水道部と電力供給者で協議の上、契約電力を変更することができる。

② 釧路市上下水道部が契約電力を超えて電力を使用した場合の超過料金の扱いは、釧路市上下水道部と電力供給者で協議の上、定める。

③ 契約は基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。

④ 契約を締結した後において、経済事情の変化等により契約単価が不適当となったときは、釧路市上下水道部と電力供給者で協議の上、契約単価を変更することができる。

(5)通信設備等

① 当該地域を管轄する旧一般電気事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する場合は、電力供給者の負担で設置する。

② 通信設備等の設置場所は、釧路市上下水道部と電力供給者で協議の上、場所を選定し釧路市上下水道部が提供する。

③ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、電力供給者の負担で撤去する。

(6)協議

契約書、請求・支払の方法については、釧路市上下水道部と電力供給者で協議の上、決定する。

(7)その他、仕様書に定めのない事項については、釧路市上下水道部と電力供給者で協議により定める。